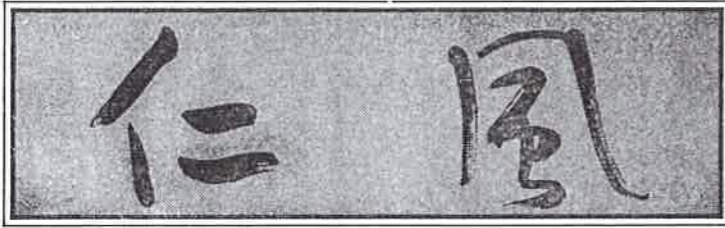


松嶋一海税理士事務所通信



題字 松嶋楠城

編集発行責任者 税理士 松嶋一海
〒160-0008 東京都新宿区三栄町16 松啓ビル201
TEL・FAX 03(3357)5010/携帯 090(4843)7518



所得税及び復興特別所得
税の確定申告は、毎年1月
1日から12月31日までの1
年間に生じた全ての所得の
金額とそれに対する所得税
及び復興特別所得税の額を
計算し、申告期限までに確
定申告書を提出して、源泉
徴収や予定納税で納めた税
金などの過不足を精算す
る手続きです。
課税される所得の種類
は、事業所得、不動産所得、
利子所得、配当所得、給与所
得、雑所得、譲渡所得、一
時所得、山林所得、退職所得
に分類されます。
ここでは、給与所得があ
る人で確定申告が必要な場
合についてふれてみました。

所得税及び復興特別所得
税の確定申告

▼2月16日(木)〜3月15日(水)▲

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の
時期となりました。相談及び申告書の受付は、平成29年
2月16日から同年3月15日までとなっております。
必要書類等のご用意はお早めに。

給与所得者は、通常「年
末調整」により所得税及び
復興特別所得税が精算され
るため申告は不要ですが、
次の計算において残額があ
り、さらに①〜⑥のいずれ
かに該当する場合には所得
税及び復興特別所得税の確
定申告が必要です。
各種の所得の合計額から、所
得控除を差し引いて、課税さ
れる所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を
乗じて、所得税額を求めます。
所得税額から、配当控除額と
年末調整の際に控除を受けた
(特定増改築等)住宅借入金等
特別控除額を差し引きます。

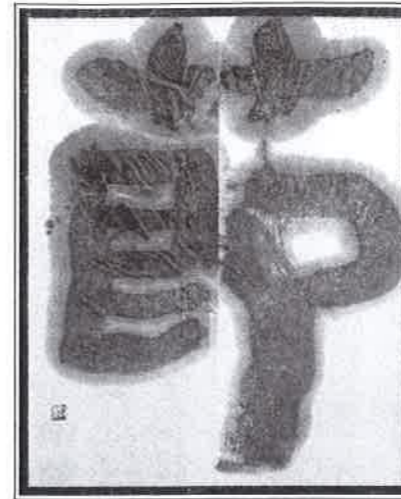
所得税額から、配当控除額と
年末調整の際に控除を受けた
(特定増改築等)住宅借入金等
特別控除額を差し引きます。

- ① 給与の収入金額が200万円を超える
② 給与を1か所から受け
ていて、かつ、その給与の
全部が源泉徴収の対象とな
る場合において、各種の所
得金額(給与所得、退職所
得を除く)の合計額が20万
円を超える
③ 給与を2か所以上から
受けていて、かつ、その給
与の全部が源泉徴収の対象
となる場合において、年末
調整をされなかった給与の
収入金額と、各種の所得金
額(給与所得、退職所得を
除く)との合計額が20万円
を超える
④ 同族会社の役員やその
親族などで、その同族会社
からの給与のほか、貸付
利息、賃貸料、使用料など
の支払を受けた
⑤ 災害減免法により源泉
徴収税額の徴収猶予や還付
を受けた
⑥ 在日の外国公館に勤務
する人や家事使用人など
で、給与の支払を受ける際
に源泉徴収されないことと
なっている

- 【昨年からの主な改正事項】
◆居住者等が平成28年1月
1日以後に支払を受けるべ
き一定の特定公社債等の利
子等や、一般公社債等や特
定公社債等の譲渡による譲
渡所得等について、15%の
所得税の税率による申告分
離課税の対象となりました。
◆非居住者である親族に係
る扶養控除、配偶者(特別)
控除又は障害者控除の適用
を受ける居住者は、親族関
係書類及び送金関係書類を
確定申告書に添付し、又は
確定申告書の提出の際に提
示しなければならぬこと
となりました。
◆給与所得控除の上限額
が、230万円(給与収入
1200万円超の場合)に
引き下げられました。
◆特定増改築等住宅借入金
等特別控除又は住宅特定改
修特別税額控除について、
住宅の多世帯同居改修工事
等をして、平成28年4月1
日以後に居住の用に供した
場合において、一定の要件
のもとでこれらの特別控除
の適用が可能となりました。

誌上ギャラリー

第65回記念「独立書展」
於 六本木 国立新美術館
平成29年1月11日(水)〜23日(月)



柴山 抱海

昭16 鳥取県生・
在鳥取市青谷町
(公財)独立書人団 評議員
日本象書会 理事長
山陰書人社代表・
鳥取書道連盟会長
西安美术学院客員教授

【節】
(説明)
作品は、淡墨であるが、静かに伝える、ずしっと来る何かがある。
言葉の響きがそうさせるのかも知れない。実に静寂さを感じる作品で
あるが、言葉の語意から人を立ち止まらせてしまう。

「てふてふひらひら山頭火」
松嶋楠城著(楳エピック社刊)より



P13 鑑賞 山頭火
「雪ふる一人一人ゆく」
(作評)
著書には「雪」と「ゆく」の頭音、「一
人」の反復、「ふる」と「ゆく」の押韻
などが相互に響き合っているため快いリ
ズムがある。と解説されており、それが
作品に対する意識と推測できる。

さきづけ・あとづけ 『事務・対応・信条』 Vol.XIV (seq.168)

平成29年2月 税理士、FP、企業支援AD 松嶋一海

○1月は厳しい寒さで北陸、東北は雪が大変と思っていれば、やはり寒さが南下して私の田舎の鳥取も
ドカッと雪が来て交通が一気に麻痺しました。風にしろ、雨にしろ、このころの天気は、差が極端に
激しいと思います。寒くなる気配が無い中、まさに、突然に降って湧いたように天気が急変するようになり
ました。2月は節分です。梅も咲けば寒暖を繰り返しつつ徐々に暖かさに向かうことが待たれます。
○税務は、一月は、源泉所得税の年末調整と納付事務に始まり、国、地方への法定調書の提出と償却資産
税の申告と重なって厳しいものがあります。この、毎日毎日の厳しいスケジュールの先に個人の平成28
年分の所得税の確定申告があります。これらの事務は、月末の10日間くらいでまとめとなりますが、
個別事案と重なっていますし、新年会もありますので余裕がありません。2月は、12月決算法人の確定
申告が入りますが、ご案内のとおり、12月決算法人は決して少なくはありませんので、顧問先との
連絡を密にして要領よくすすめることが求められます。
○ところで、税務の勉強会チーム「タックスアシスト」も主として国税OBと非OBの税理士が一緒になっ
て議論し事案検討する形も定着してきました。昨今は、検討しながら「ところで、基本的なところは？」
みたいなことが多くなりましたが、このような議論が出来るのは、枝葉末節にとらわれ過ぎてしまうよう
という傾向に陥っているということかも知れません。他方、法令の改正がかなり頻繁です。現場の事務
上の処理もいろいろな場面でも変更せざるを得ない状況があるようです。このため、古い知識は通用しま
せんので税理士の対応は容易ではないと感じます。ましてや、本年は、マイナンバー制度の確実な定着
への第一歩が期待されており、当方も、できるだけ対応しているところです。1月末の法定調書提出は、
マイナンバーを付加してのことになります。やはり、マイナンバーの100%付加は、現状では厳しい
状況にあります。これから、2月16日から平成28年分の所得税の確定申告が始まりますが、総合窓口へ
の提出の場合には「提出票」の作成提出が必要とのことです。電子申告が当たり前になった今、窓口提
出は、ほとんどありませんので、さほどの影響はありませんが、運用をよく確認しておきたいものです。
○さて、この1月の初旬に道玄坂の堀内利夫社長が亡くなりました。平成15年からずっとお世話になりまし
た。思えば、堀内社長から突然連絡があり、「近くに来たから。」ということでお会いし、いろいろと
話をしたのが始まりでした。社長は字が上手だったので、すぐ、兄楠城の弟子になられました。渋谷の
ボタン屋の「ホリウチ」と言えば業界では、名が売れていたようですが、ある時期からボタン屋は弟さ
んに譲られ、貸しビル業に転じられました。渋谷の街を大切に、法人会を通じたつながりから後輩の
面倒を一人一借見しておられました。そして、商売の基本となる人付き合いを大切にされており、町会は勿
論のこと、店子を大事にされている方でした。当方にもたくさんの人を折にふれ紹介してもらいました。
躊躇することなく「うちの先生だ。」と言って紹介していただきましたが、当方など、これといったも
のがあるわけでもなく、ましてや鳥取県人。決して人前に進んで出るほどの器量もありません。お母
も、社長の期待に応えられなかったかと思えます。実際に、いろいろな場面でも、何かあると年齢も近いので、
切々を覚えていただきました。兄楠城とは、どちらも長男ということで、何かあると年齢も近いので、
時代感覚も同じと通じるところから、とても話が通じるところでした。8歳の時から家の大黒柱として、お母
さんが子供たち3人を育てられたとのお話も聞きました。母の言葉を守り、幼い時から家の大黒柱として、お母
さんという思いを「母には恥ずかしくない」「母との約束を果たした。」と、常々話されていました。2世帯一
緒でお孫さんとの3世代同居の生活は、実に充実したものでなかったかと思えます。本当に、よく面
倒をみていただきました。いくら感謝しても感謝されません。最後は、ご本人の遺志により「家族
だけで。」の旅立ちとなりました。
○最近、元上司だった人とお別れが何となく増えてきましたので、生きてきた意味を、何か遠い彼方を
眺める感じで思うことがあります。残りを無理せずにとろりと行ければと思っております。
皆様からの、何気ない頑張「ら行」メッセージを、お待ちしております。(Eメール tpkz.matsu@docomo.ne.jp)



# 商品価格の表示ミス 売買契約は成立するか —その価格で売らなければならない？

ネット通販大手のAmazonの一部の商品で、通常の10分の1以下の価格を表示するミスがあり、注文が殺到しました。こういった場合、安い価格を見て注文した人は、その価格で購入できるのか、言い換えると、売り主、買い主の間にはどのような契約が成立するのか、取消や無効の主張はできるのか、などというところが問題になります。そこで今回は商品価格の表示ミスと売買契約について考えてみます。

例えば、パンフレットに誤った代金を表示してしまった場合に、お客様から「表示した代金で販売しろ。それが会社の責任だ」と言われるケースも想定されます。しかし、この場合、事業者は、お客様にパンフレットに表示した代金は、間違っていて表示されたものであることを説明し、

改めて正しい代金で申し込んでいただくことができます。

一般的にパンフレットは、「申し込みの誘引」とされており、お客様に商品を買っていただくよう「誘引」したものです。そして、お客様から申し込みをしてもいい（申込書や申込金の提出）、事業者がそれを承諾（申込金の受理）して売買契約が成立します。このためパンフレットに代金を表示しただけで、その代金で販売する義務が生じるわけではないとされています。

**●価格誤表示に備えた利用規約の例●**  
本サイトに表示された価格が市場相場等に比較して誤っていることが明らかな場合、当社は契約の成立の前後にかかわらず、無条件でご注文をお断りし、または契約を解除することができます。誤表記での価格で販売することとはございませんので、予めご了承下さい。

しかしながら、当然のことですが、その価格を見て商品を購入しようとしたお客様にはお詫びしなければなりませんし、対応次第では「おとり広告」との疑念が生じかねません。

## ■ウェブ取引での誤表示

ウェブ上の取引においては、「錯誤によってなされた契約は無効」とされています。このことから、ウェブ上で商品価格をミス表示してしまった場合は、「この契約は無効だ」と主張できそうな気がしますが。しかし、この根拠となる民法の条文には「ただし、表意者に重大な過失があったときは、その無効を主張することはできない」（民法第95条但し書き）とあります。

錯誤無効の主張が認められるためには、重大な過失（重過失）の不在が必要ですが、基本的にウェブ上で販売している事業者にとって、最も重要な留意事項の一つである価格の部分でのミスは、「重大な過失」に該当すると解釈される可能性が高く、その場合、事業者は原則として錯誤無効を主張できません。

一方、注文者が当該商品の表示価格が誤表示であると認識していた場合には、例外的に事業者は錯誤による無効の主張ができます。その場合、商品の持つ性質、また一般流通価格との格差により判断が異なります。例えば、「98000円」の商品を「89000円」と表示しても、お客様はそれが誤表示とは気づかないと思えますが、「9800円」と二桁も安い価格で販売されたら、

桁も安い価格であれば、「特別価格」「激安」といった趣旨のキャッチコピーがなければ、注文者はその価格が誤表記であると認識した上で注文をしたと推測されます。つまり、「いくら何でも間違いと気づくでしょう」というような誤表示については、錯誤無効を主張できる可能性は高いといえます。

このような場合、丁寧にお詫びした上で、注文のキャンセルは可能ですが、営業的な判断から注文者にはお詫びの商品券を送ったり、ポイントを付与するなどの対応をするケースが多いようです。

## ■価格表示のチェック体制と利用規約の見直し

近年、ネット通販における価格の誤表示は多発しています。ちょっとした表示ミスにより莫大な損害を被るケースも少なくありません。

ネット通販においては、電子商取引のリスクを十分認識した上で、まずは誤表示の発生を防ぐため、二重のチェック体制を整えたり、仕入値以下での表示に警告を発するシステムを導入するなどの対策が有効でしょう。それとともに、利用規約や受注確認メールの内容、お客様へのご説明内容等について、もう一度見直すことが重要といえます。



# 事業承継ガイドライン 承継に向けたステップ

## ■中小企業庁が策定

中小企業庁は、中小企業経営者の高齢化の進展を踏まえ、円滑な事業承継の促進を通じた中小企業の活性化を図るため、事業承継に向けた早期・計画的な準備の重要性や課題への対応策、事業承継支援体制の方向性等について取りまとめた「事業承継ガイドライン」を策定しました。そこで今回は、事業承継ガイドラインの概要について取り上げます。

## プレ承継

- 事業承継に向けたステップ●
- ステップ1 事業承継に向けた準備の必要性の認識
- ステップ2 経営状況・経営課題等の把握(見える化)
- ステップ3 事業承継に向けた経営改善(磨き上げ)  
親族内・従業員継承 社外への引継ぎ
- ステップ4 事業承継計画策定 マッチング実施
- ステップ5 事業承継の実行 M & A等の実行  
ポスト事業承継 (成長・発展)

中小企業経営者の高齢化が進み、今後5年から10年程度で、多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えようとしています。

中小企業に蓄積されたノウハウや技術といった価値を次世代に受け継ぎ、世代交代によるさらなる活性化を実現していくためには、円滑な事業承継は極めて重要な課題です。同ガイドラインには、事業承継に向けて踏むべき5つのステップや、事業承継に伴う課題と対策など、事業承継に向けて知っておくと役立つ情報が盛り込まれております。

**■事業承継に向けた5ステップ■**  
**①ステップ1…事業承継に向けた準備の必要性の認識**  
後継者教育の準備に要する期間を考慮し、経営者が概ね60歳に達した

頃には事業承継に向けた準備に取りかかることが望ましいといえます。

## ②ステップ2…経営状況・経営課題等の把握(見える化)

事業を後継者に円滑に承継するためのプロセスは、経営状況や経営課題、経営資源等を「見える化」(可視化)し、現状を正確に把握することから始まります。

現状把握は、身近な専門家や金融機関等に協力を求めた方がより効果的です。正確で適正な決算書の作成をはじめ、知的資産等の適切な評価なども必要といえるでしょう。

## ③ステップ3…事業承継に向けた経営改善(磨き上げ)

現経営者は経営改善に努め、より良い状態で後継者に事業を引き継ぐ姿勢を持つことが望ましいといえます。事業承継の前に経営改善を行い、後継者候補となる者が後を継ぎたいくなるような経営状態まで引き上げておくことや魅力作りが重要です。

この「磨き上げ」の対象は、業績改善や経費削減にとどまらず、商品やブランドイメージ、優良な顧客、金融機関との良好な関係、優秀な人材、知的財産権や営業上のノウハウなども含みます。

## ④ステップ4…事業承継計画の策定(親族内・従業員承継の場合)

会社の10年後を見据え、いつ、どのように、何を、誰に承継するのかについて、具体的な計画を立案します。また、M & A等のマッチング実施(社外への引継ぎの場合)の検討も重要です。後継者不在等のため、親族や従業員以外の第三者に事業引継ぎを行う場合、売り手はステップ1〜3の行程を経た後、買い手とのマッチングに移行します。

## ⑤ステップ5…事業承継の実行

ステップ1〜4を踏まえ、把握された課題を解消しつつ、事業承継計画やM & A手続き等に沿って資産の移転や経営権の移譲を実行します。

## ■ポスト事業承継

事業承継実行後(経営交代実行後)には、後継者が新たな視点をもって従来の事業の見直しを行い、中小企業が新たな成長ステージに入ることが期待されます。

経営者の交代があった中小企業においては、交代がなかった中小企業よりも経常利益率が高いという報告もあり、事業承継を円滑に行うことができれば、事業の成長の契機となる可能性があります。しかしながら、事業承継に失敗すれば、事業の継続自体が危ぶまれるケースも出てきますので、将来を見越した準備を早めに進めておく必要があるでしょう。

## 確定申告 Q & A

確定申告の時期には全国で2,000万人を超える納税者の方々が確定申告を行います。そこで、この時期に税務署への問い合わせが多い項目についての一般的な回答を掲載しましたので、確定申告の際の参考にして下さい。(国税庁 HP より一部抜粋)

### Q. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がある人は、どのような人ですか。

A. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がある方は次のような方です。

#### ① 給与所得がある方

給与所得者の大部分の方は、「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されますので申告は不要ですが、一定の要件に当てはまる方は確定申告が必要です。(P.1 参照)

#### ② 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方は、確定申告が必要です。

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

(注2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ね下さい。

(注3) 公的年金等に係る確定申告不要制度について、平成27年分以後から外国の年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける方は、この申告不要制度を適用できないこととなっています。

#### ③ 退職所得がある方

退職所得については、一般的に、退職金の支払いの際に支払者が所得税及び復興特別所得税を徴収する源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税は済まされますので、その退職所得について申告は不要です。

ただし、外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものについては、確定申告が必要です。

#### ④ ①～③以外の方の場合

各種の所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から所得控除を差し引いた金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告が必要です。

(注) 土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等、山林所得など一定の所得に係る税額については他の所得金額と合計せず、分離して計算します。

### Q. 所得税及び復興特別所得税の確定申告で、誤りの多い事例にはどのようなものがありますか。

A. 次のような誤りが多く見受けられますので、ご注意下さい。

#### 国外所得の申告漏れ

居住者(非永住者以外の者)は、海外で得た所得(例えば、海外で支払われる預金等の利子や、国外にある不動産の貸付・譲渡による収益、国外の法人等に対する出資に係る収益など)を合わせて申告する必要があります(外国の税務当局に申告した所得も申告が必要となります)。

#### 副収入の申告漏れ

インターネットによるサイドビジネスなどで得た所得も合わせて申告する必要があります。

#### 一時所得の申告漏れ

生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取られた方は、その収入が一時所得として申告する必要がないか、生命保険会社などから送付された書類で、もう一度確認して下さい。

#### 医療費控除の計算誤り

薬局で購入した日用品については、医療費控除の対象になりません。

高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などで補てんされる金額は、支払った医療費の額から差し引きます。

#### 寄附金控除の適用漏れ(ふるさと納税を行った方)

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、ふるさと納税を行った年分と同じ年分の確定申告を行う場合には、ふるさと納税の金額を含めて寄附金控除額の計算を行う必要があります。

#### 地震保険料控除の適用誤り

地震等損害保険契約以外の保険料について地震保険料控除の適用はありません(平成18年12月31日までに締結し、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないなど一定の旧長期損害保険契約等を除きます)。

#### 寡婦控除、寡夫控除の適用漏れ

寡婦、寡夫に該当する方は「寡婦控除」、「寡夫控除」が受けられます。

#### 配偶者特別控除の適用誤り

合計所得金額が1,000万円を超えている方は「配偶者特別控除」を受けることができません。

また、配偶者控除を受ける方(配偶者の合計所得金額が38万円以下の方)は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

#### 基礎控除の記載漏れ

基礎控除は全ての方に適用されますので、必ず記入して下さい。

#### 復興特別所得税額の記載漏れ

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意下さい。

なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

### 平成28年分以降の確定申告とマイナンバーについて

平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバー(12桁)の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

【本人確認書類の例】例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

# 労務

## 「過重労働解消相談ダイヤル」 主な相談事例

厚生労働省が昨年実施した「過重労働解消相談ダイヤル」の相談結果が発表されました。この中から具体的な相談事例を取り上げてみます。

①長時間労働・過重労働  
・人員不足のため、毎日7時間程度の残業を行っており、月100時間を超える残業を行っている。労働時間は自己申告により管理しており、パソコンに入力していたが、上司が自分のチームの残業削減を業績目標としているため、残業が少なくなるよう改ざんしている。

②賃金不払・残業  
・入社時に「残業を指示した時間以外は残業代を支払わない」と説明を受けた。実際に勤務したところ、毎日3時間程度の残業があり、時間外に勉強会や会議が設定されるが、残業代は毎月定額で1万円しか支払われない。労働時間はタイムカードで管理することになっているが、仕事が終わっていない人の分も含めて、誰かが定時過ぎに全員分をまとめて打刻している。

③休日・休暇

・有給休暇は発生してから2年以内であれば取得できるはずだが、就業規則で1年以内(当年)しか取得できないと定められている。また、有給休暇の取得を会社に請求する際には、上司に理由を言って認めてもらう必要がある。

相談件数は合計712件で、主な相談内容としては、長時間労働・過重労働が340件(47.7%)、賃金不払残業が305件(42.8%)、休日・休暇が53件(7.4%)となりました。

相談する人は、労働者本人が432件と全体の約6割を占めています。労働者の家族が199件と27.9%を占める結果となっています。労働者本人だけでなく、家族からの相談も多く寄せられている実態が明らかになりました。

過重労働を防止するためには、労働時間を適正に把握することが第一歩です。この機会に各事業場で点検を行い、問題があれば早急に改善しましょう。

厚生労働省は平成28年の高齢者の雇用状況の集計結果を公表しました。それによると、希望者全員が65歳以上まで働くことのできる企業の割合は74.1%となっており、企業規模別では中小企業が76.5%、大企業が53.8%となっています。

中小企業では大企業よりも65歳まで働くことのできる仕組みの導入が進んでいる様子が見えつつあります。

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の具体的な措置をみると、希望者全員65歳以上の雇用継続制度を導入している割合が高くなっています。また、定年を65歳以上としている割合は全体で16.0%となっています。

また、この定年を65歳以上としている企業(16.0%)の内訳を見ると、65歳定年が14.9%、66~69歳定年が0.1%、70歳以上定年が1.0%となっています。定年の年齢を70歳以上としている企業もありますが、全体的には65歳としている企業が多くを占めています。

### 定年を65歳以上としている企業の割合は全体の16.0%

雇用者全体が65歳以上まで働ける割合は、65歳以上で働くことのできる企業への割合は約11.5%増となっており、60歳以上の常用雇用者数については約150%増となっています。

労働者全体の中に占める高齢者の割合が増加していることがよく分かるように、企業においては、高齢者の活用に向けて、労働環境を整備したり、業務内容を再設計することがこれまで以上に期待されます。

また、31人以上規模の企業における常用雇用者数は約304.9万人ですが、そのうち60歳以上の常用雇用者数は約325万人で10.6%を占めています。これらを雇用確保措置の義務化前の平成21年を100とした比率で見ると、常用雇用者数は約115%増となっており、60歳以上の常用雇用者数については約150%増となっています。

また、定年制の廃止が2.7%、定年の引上げが16.1%、継続雇用制度の導入が81.3%となっており、継続雇用制度による雇用確保措置をとっている企業が大半を占めています。

また、31人以上規模の企業における常用雇用者数は約304.9万人ですが、そのうち60歳以上の常用雇用者数は約325万人で10.6%を占めています。これらを雇用確保措置の義務化前の平成21年を100とした比率で見ると、常用雇用者数は約115%増となっており、60歳以上の常用雇用者数については約150%増となっています。

# 税務

## ◆平成29年度税制改正大綱 中小企業関係の主な改正事項 →攻めの投資への支援措置など

昨年12月に平成29年度税制改正大綱が決定。国会に税制改正関連法案が提出され、3月末までに成立する予定です。まずは、中小関係の主な改正の概要を把握しておきましょう。

①中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が利用できる固定資産税特例の対象(現行は機械装置)に、飲食店、サービス業等で利用される一定の器具備品(冷蔵陳列棚、介助用アシストスーツ等)・建物附属設備(空調設備等)が追加されます。

②中小企業投資促進税制の上乗せ措置(即時償却等)を改組し、「中小企業経営強化税制」を創設。対象設備に一定の器具備品・建物附属設備が追加されます(現行の中小企業投資促進税制の対象は機械装置、ソフトウェア等)。

③中小企業投資促進税制(器具備品は除外)、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、適用期限が2年間延長されます。

■所得拡大促進税制の拡充  
所得拡大促進税制について、中小企業は、前年度と比べて2%以上の賃上げを行った場合、現行の10%の税額控除に加えて、前年度からの給与増加額の22%の税額控除が上乗せされます。

■研究開発税制の拡充  
中小企業の試験研究費の増加率が5%超の場合、試験研究費の増加に応じ、控除率を12%~17%上乗せする仕組みが導入されます(現行12%)。

■事業承継税制の拡充  
事業承継税制(非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予)について、人手不足を踏まえた雇用要件の見直し、早期取組を促すための生前贈与の税制優遇強化が図られます。

■租税特別措置要件の見直し  
大企業並みの多額の所得を得ながら中小法人課税の対象となる企業が存在することを踏まえ、3年平均15億円超の所得がある企業は、平成31年度以降適用対象外とされます。

### 2月の税務と労務

- 税務—
- ★28年分所得税の確定申告  
申告期間…2月16日から3月15日まで
  - ★28年分贈与税の申告  
申告期間…2月1日から3月15日まで
  - ★固定資産税(都市計画法)の第4期分の納付  
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
  - ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…2月10日
  - ★28年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…2月28日
  - ★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…2月28日
  - ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…2月28日
  - ★6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分  
申告期限…2月28日
  - ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…2月28日
  - ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…2月28日
- 労務—
- ★健保・厚保の保険料の納付  
納期限…2月28日

売上の数値目標は誰が立てているでしょうか。人間は与えられた目標にはモチベーションを感じません。いくら「売上を上げろ」「利益を出せ」と叱咤激励しても内心は白けているかもしれません。また、達成不可能な高い目標を与えても、社員のやる気が失われる原因にもなります。▼まずは社員自身に売上目標を設定させてみてはいかがでしょう。売上・利益の目標を自ら設定させることは、自主的な社員を育てる効果的な

### 社員自ら売上目標を

教育法です。はじめは見込みの甘い目標設定になるかもしれませんが、その時は経営者が横について一緒に考え、修正してあげればよいのです。徐々に現実的な目標を立てるようになります。▼社員一人ひとりが売上・利益を獲得できるようにすれば、会社の体質を改善させることができます。社員自身も成果を出すことで、会社が自然と発展するだけでなく、働く社員自身も未来に向かって夢と希望を感じられるようになるでしょう。